

公益財団法人日本バスケットボール協会と文京区との相互協力に関する協定書

公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「甲」という。）及び文京区（以下「乙」という。）は、次のとおり合意し、相互の協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力することにより、バスケットボールを中心としたスポーツ事業を推進し、もって地域社会におけるスポーツの普及及び振興、文京区民（以下「区民」という。）の健康増進並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（相互協力事業）

第2条 前条の目的を達成するため、相互に協力する事業は、次に掲げるものとする。

- (1) バスケットボールその他のスポーツの普及及び振興事業
- (2) 甲と区民との交流事業
- (3) 社会貢献活動
- (4) 甲による乙の施設の利用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため甲及び乙が必要であると認め

た事業

2 前項各号に規定する事業の実施について必要な事項は、甲及び乙が別途協議の上決定するものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に際して知り得た秘密及び業務上一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定の失効後においても、なお効力を有するものとする。

（有効期間・解除）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。

2 前項に規定する有効期間満了の日の90日前までに、甲又は乙のいずれからも書面による別段の意思表示がないときは、当該期間は1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、本協定は、甲又は乙のいずれかの申出により解除することができる。この場合において、本協定を解除しようとする日から起算して90日前までに相手方へ書面により申し出なければならない。

（その他）

第5条 第2条に規定するもののほか、第1条の目的を達成するため、甲及び乙は、相互協力が可能な事項について積極的に検討する。

2 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じたときについては、その都度、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年6月1日

東京都文京区後楽一丁目7番27号

甲 公益財団法人日本バスケットボール協会

代表者 事務総長

東京都文京区春日一丁目16番21号

乙 文京区

代表者 文京区長

